

佐賀県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月十六日から平成二十四年十二月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 川上牛津線	佐賀市大和町大字川上字清水 前六三番地先から	佐賀市大和町大字川上字清水 前六九番三地先まで
	佐賀市大和町大字川上字清水 前六三番地先から 佐賀市大和町大字川上字清水 前六九番三地先まで	
	前	後
	幅員 メートル 一五・三 六・九	幅員 メートル 一六・〇 八・〇
	延長 メートル 一五八・〇	延長 メートル 一五八・〇